登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第34条の４の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年７月25日　　関東経済産業局長　佐合　達矢

名　　称	株式会社三井住友銀行
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号
登　録　番　号	関東（包）第104号
営業廃止年月日	令和７年６月13日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告